

# 令和6年度(2024年度)熊本県移住定住促進プロモーション(対面移住相談イベント)実施業務委託企画コンペ募集要領

## 1 業務の目的

本事業は、都市部在住の20代～40代で、本県や移住に漠然と興味を持っている方をターゲットとして、「くまもと暮らし」の魅力を伝えるため、対面移住相談イベント等の移住定住促進プロモーションを実施することで、移住先としての本県の認知度向上や本県への移住の具体化につなげ、都市部から熊本県への『人の流れ』を創出する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度(2024年度)熊本県移住定住促進プロモーション(対面移住相談イベント)実施業務

### (2) 業務の内容

別紙「令和6年度(2024年度)熊本県移住定住促進プロモーション(対面移住相談イベント)実施業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月21日まで

### (4) 委託金額の上限

13,354千円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 選定スケジュール(予定)

令和6年(2024年)4月12日(金)	公募開始
令和6年(2024年)4月19日(金)	エントリーシート提出期限
令和6年(2024年)4月19日(金)まで	質問書の受付期限
令和6年(2024年)5月2日(木)まで	企画提案書提出期限
令和6年(2024年)5月10日(金)	審査会実施(プレゼンテーション)
令和6年(2024年)5月中旬	審査結果の通知
令和6年(2024年)5月下旬	委託契約締結

## 4 お問合せ及び書類提出先

熊本県 企画振興部 地域振興課

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2155 E-mail：[motomura-y-dr@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:motomura-y-dr@pref.kumamoto.lg.jp)

## 5 企画コンペ参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

## 6 エントリーシートの提出

参加を希望される方は、エントリーシートを下記期限までに提出すること。

提出書類 企画コンペエントリーシート（様式1）

提出期限 令和6年（2024年）4月19日（金）午後3時 必着

消印有効ではないので注意すること

提出方法 電子メール

エントリーシートを提出した場合は、その旨を連絡すること。

## 7 質問の受付及び回答

業務内容や企画提案書の作成に関して質問がある場合は、電子メールで送信すること。

### (1) 質問の受付

提出書類 質問書（様式2）

提出期限 令和6年（2024年）4月19日（金）午後5時まで

提出方法 電子メール

提出先 「4 お問合せ及び書類提出先」に同じ

### (2) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、原則、個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、随時、県のホームページに掲載する。その

際、質問者は公表しないものとする。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

企画提案書（様式3）・・・正1部、副5部  
誓約書（様式4）・・・1部  
定款の写し・・・1部  
履歴事項全部証明書・・・1部  
直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類・・・1部  
納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）... 1部  
提出者の概要（会社概要等）がわかる資料・・・1部  
事業者の取り組みに関する申出書（様式5）及び取り組みを確認できる書類... 1部

企画提案書等の提出書類は、A4版（縦横問わず）又はA3版（横のみ）で作成すること。

熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者については、～の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

### (2) 企画提案書の記載内容について

企画提案書には、仕様書に沿った提案内容を記載すること。

なお、次の項目については必ず記載すること。

- ・ プロモーション全体のコンセプト
- ・ 全体業務スケジュール

（対面移住相談イベントの実施について）

- ・ イベントのテーマ
- ・ イベント名及び広報のメインビジュアルイメージ
- ・ 各イベントの実施時期、会場候補及びプログラム内容
- ・ 活用するくまもと移住アンバサダー及びPRの方法等

（出展市町村向け研修会の実施について）

- ・ 研修会及びフォローアップの内容

（対面移住相談イベントに関する広報等について）

- ・ イベント広報の具体的な手法・内容

次の項目について、追加提案がある場合は記載すること。

- ・ 対面移住相談イベントの開催内容等について
- ・ 情報発信の方法、媒体等について

- ・ 市町村の移住定住相談の対応力向上につながる研修会について
- ・ その他、本業務の目的に合致した効果的な企画等について

## (2) 提出期限

令和6年(2024年)5月2日(木) 午後3時 必着

消印有効ではないので注意すること

## (3) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、必ず発送後に連絡することとし、トラブル回避のため、特定記録又はレターパック等の記録の残る送達手法とすること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

# 9 受託事業者の選定方法等

## (1) 審査方法

地域振興課内に審査会を設置する。

提出された企画提案書等について、書類審査を行う。なお、企画提案書等の提出事業者が6者以上の場合は、書類審査で5者程度に絞り込む場合がある。

書類審査の結果に基づき、次の日程で開催する審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については、後日連絡する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

**実施日：令和6年(2024年)5月10日(金) 予定**

審査会においては、(2)審査基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を選定する。

参加事業者が1者の場合は、審査委員の合計得点の総数が半数以上である場合に選定するものとする。

## (2) 審査基準

基準項目（評価のポイント）		配点
実施方針		
1	本業務の目的を正確に理解した企画提案内容となっているか。	5
業務処理体制		
2	事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。	5
3	本事業と同様の内容の受託実績があるか。	5
4	事業内容の実行スケジュールは妥当なものとなっているか。	5
事業内容		
5	的確なターゲット設定やスケジュール設定により、効果的なプロモーションとなっているか。	5
6	移住定住イベント等のテーマやプログラムは、ターゲットのニーズに合致したものとなっているか。	5
7	イベントの周知広報や「くまもと暮らし」の魅力発信について、効果的な内容が提案されているか。	5
8	出展市町村のスキル向上に資する、相談者へのフォローアップ対応力等の習得支援となっているか。	5
事業費		
9	所要額について、適切な内容か。 ・予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本事業を実施するため妥当なものとなっているか。	5
事業者の取組（公告日現在）※		
10	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか	5
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか	
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または ④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか	
	⑤熊本県SDGs登録制度に登録しているか	
合計		50

「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日（令和6年4月12日）とする。

## (3) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

## (4) 契約方法

県は、委託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

上記の協議の結果、契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。

この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

#### （５）契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除する。

#### （６）委託費の支払い

精算払いとする。

### 10 企画提案書等の取扱い

- （１）提出されたエントリーシート、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- （２）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- （３）提出されたエントリーシート、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

### 11 その他

- （１）本企画コンペの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- （２）手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （３）エントリーシート、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- （４）参加手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- （５）提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- （６）県は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「5 受託事業者の要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- （７）企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。